建物所有者・管理者の方へ

空き家予防のために

埼玉県のマスコット
「さいたまっち」「コバトン」

相続・認知症対策の道しるべ

～将来困らないために『今できること』～

ご存知ですか？こんなことが起こっています。

親がなくなり実家を**相続**したら・・
　親族間で意見がまとまらず売れない

親が**認知症**になったら・・
　施設に入るので実家を売ろうと思ったら、
　本人が認知症のためすぐに売れない

家族に負担をかけないために『今できること』を考えたい

認知症になった時の備えも・・・

【死後】
財産を誰にどのくらい相続するかを決めておきたい

【生前】
財産の管理や処分、介護施設と契約をしてくれる人を選んでおきたい

【生前から死後も】
財産の管理や処分を家族に託したい

遺言書

任意後見

家族への信託

これらを組み合わせるなど、家族や財産の状況により、様々な対策方法があります。

－埼玉県空き家対策連絡会議　（事務局：埼玉県都市整備部建築安全課）－

相続・認知症対策の一例

財産やご家族の状況によって、様々な対策方法があります。
ご家族のために『元気な今』だからこそ、ぜひ専門家へご相談ください。

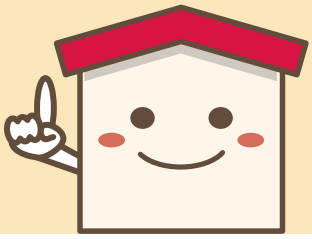

元気 ｜ 認知症 ｜ 死亡 ｜ 次世代

遺言書

死後のことを決めておくものです。

遺言書作成（5～10万円）

死亡後に効力発生
遺言に沿った相続手続き

任意後見

判断能力が低下した場合に備えておくものです。

信頼できる人と契約
財産管理委任契約

契約した相手が財産管理等します
任意後見制度
（2～5万円/月）

※遺言書を活用

※認知症になってからは「成年後見制度」があります。

家族への信託

判断能力が低下した場合に備えておくものです。

信頼できる親族と
契約（財産により費用は様々）

元気なうちから自宅の管理等を継続して頼める

ポイント

- 専門家に相談し、有効な遺言書をつくる。
- 死後、残された家族の負担を減らしたい方に向いています。

- 元気なうちに、財産管理等を依頼できます。
- 身内がいない方も財産を専門家に任せられます。

- 現在～死後についても、親族の方に財産を任せられます。
- 後見制度や遺言書でないとできないこともありますので専門家にご相談ください。

兄弟のケース（70代男性）

遺言書を作り将来に備えていましたが軽度の認知症になりました。いずれは施設に入り自宅の売却を考えています。認知症が進み自宅を売れなくならないよう、専門家に相談したところ、任意後見人予定者として弟と契約することにしました。もしものときに備えることができ安心です。

親子のケース（50代女性）

母（70代）が実家で一人暮らしでした。父が亡くなった時に相続を初めて経験し、母も私も将来のことが不安になりました。専門家に相談し、生前から亡くなったあとの対応も含めた家族との信託契約を締結することに。母は認知症にならずに亡くなりましたが、私が実家の売却もスムーズにでき、備えておいて良かったです。

相談先

下記のどちらでも相談できます。詳細はこちらへお問い合わせ下さい。

【埼玉県行政書士会】 048-833-0900

【埼玉司法書士会】
総合相談センター（予約制）048-838-7472

【埼玉弁護士会】
面談相談受付窓口（予約制）048-863-5255